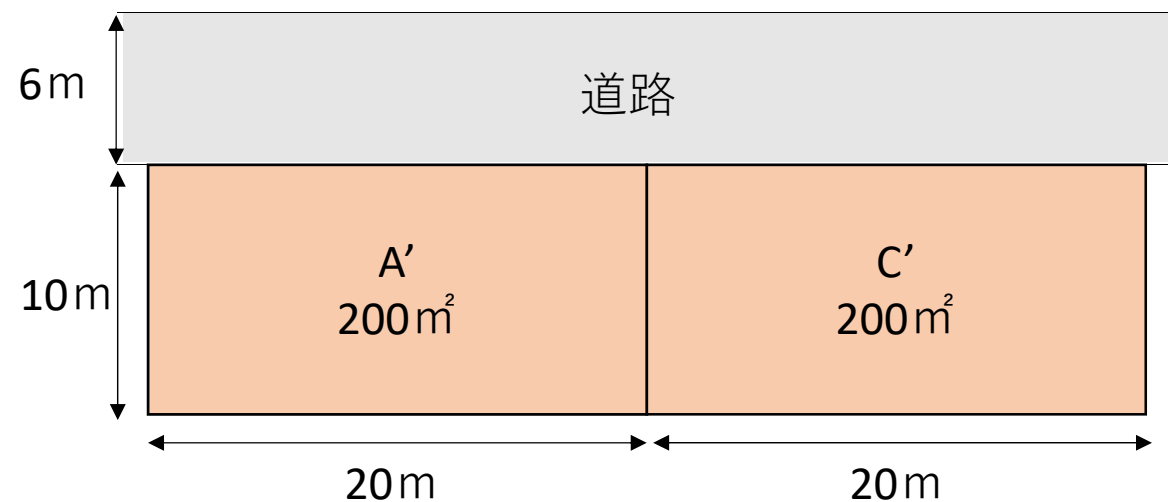
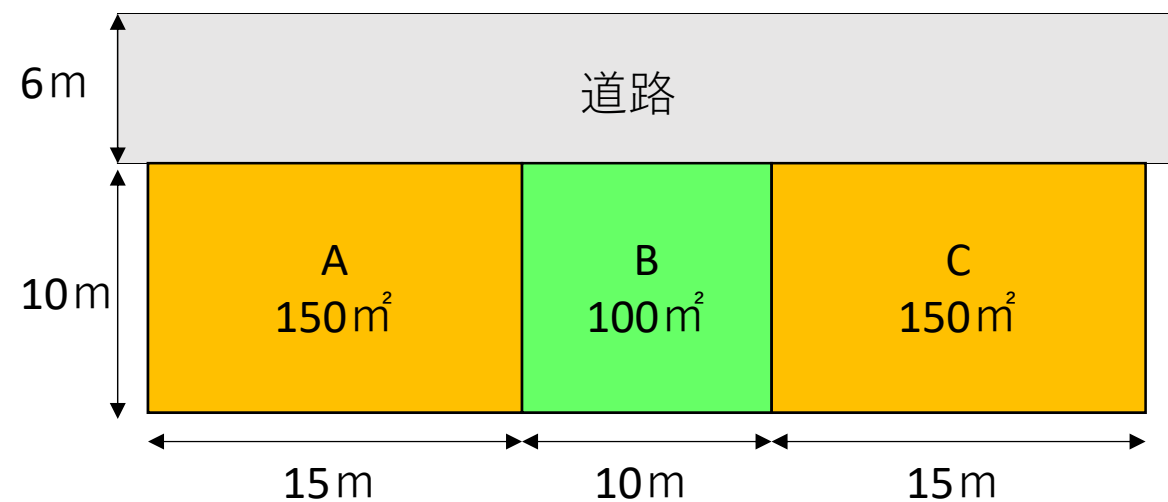


# 長岡市低未利用土地流通促進事業補助金 事業イメージ図

本制度では「隣接地を活用した敷地の拡張(事例1、2)」や、「道路整備による良好な宅地分譲(事例3、4、5-2)」を目的とした事業に対する補助を行います。

事業イメージに関する詳細は次ページ以降をご確認ください。



### 【事例1】

狭小な宅地A、Cと低未利用土地となっている雑種地Bがある。

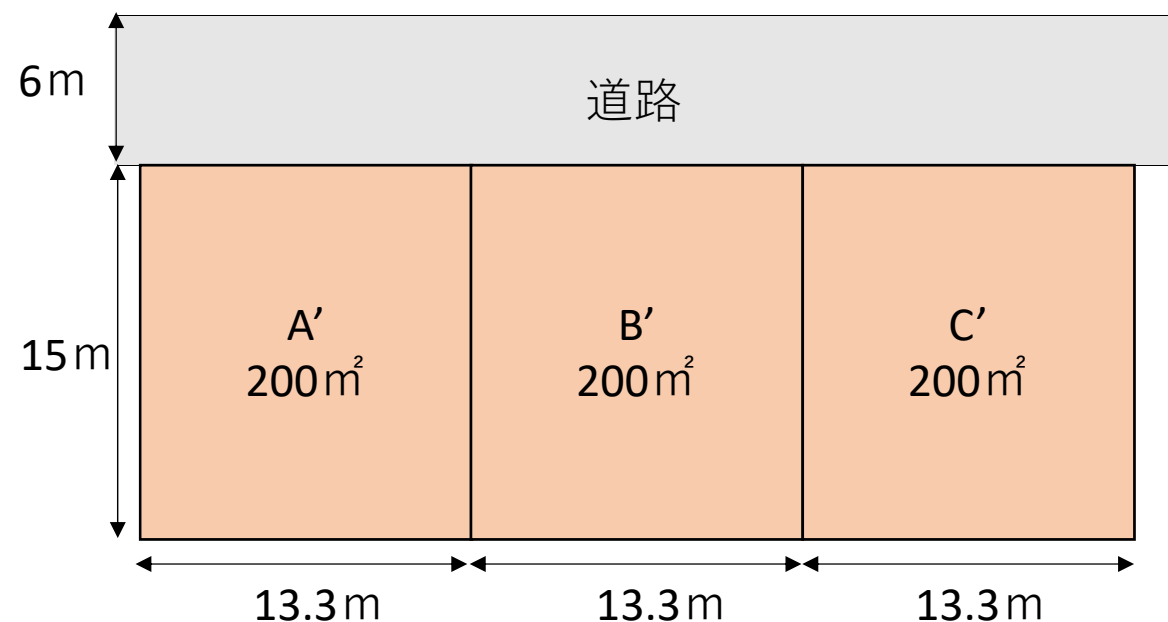
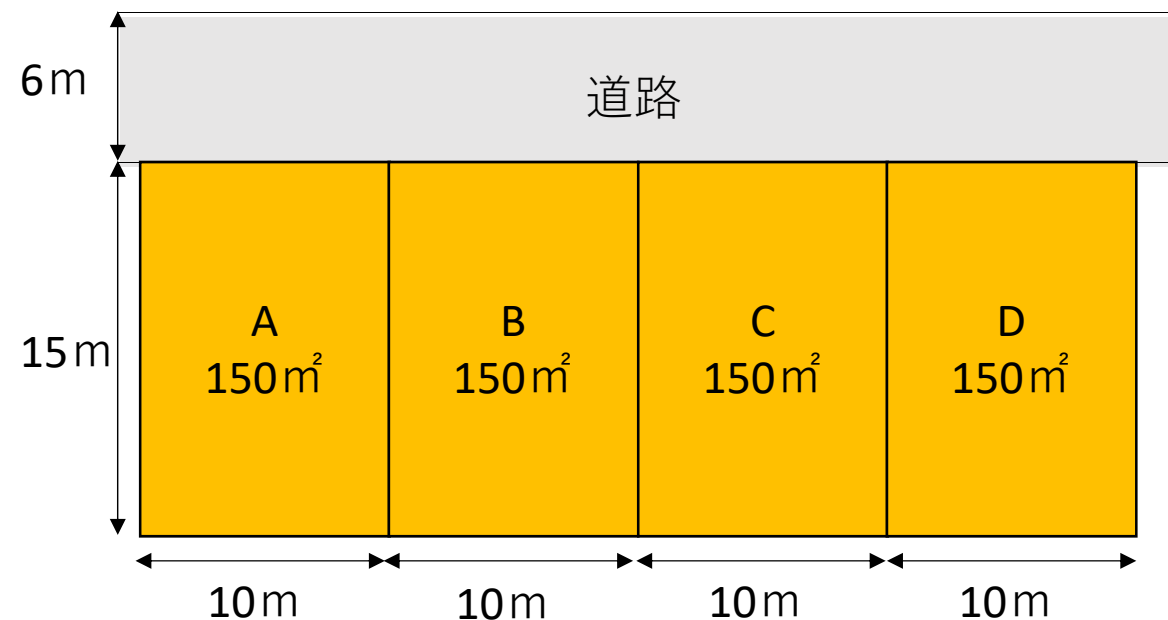
雑種地Bを50m<sup>2</sup>ずつに分割し、宅地A及びCに合筆する。

面積が200m<sup>2</sup>以上となる宅地A'、C'となり、良好な宅地が完成する。

### 【補助金の額】 ※まちなか居住区域の場合

- ・敷地整序 25万円×2敷地=50万円
- ・接道 5万円×2敷地=10万円
- ・合計 60万円

※空家等を除去した場合は、最大で空家等があった敷地数×50万円を補助額に追加する。



## 【事例2】

狭小な宅地A、Cと低未利用土地となっている宅地B、Dがある。

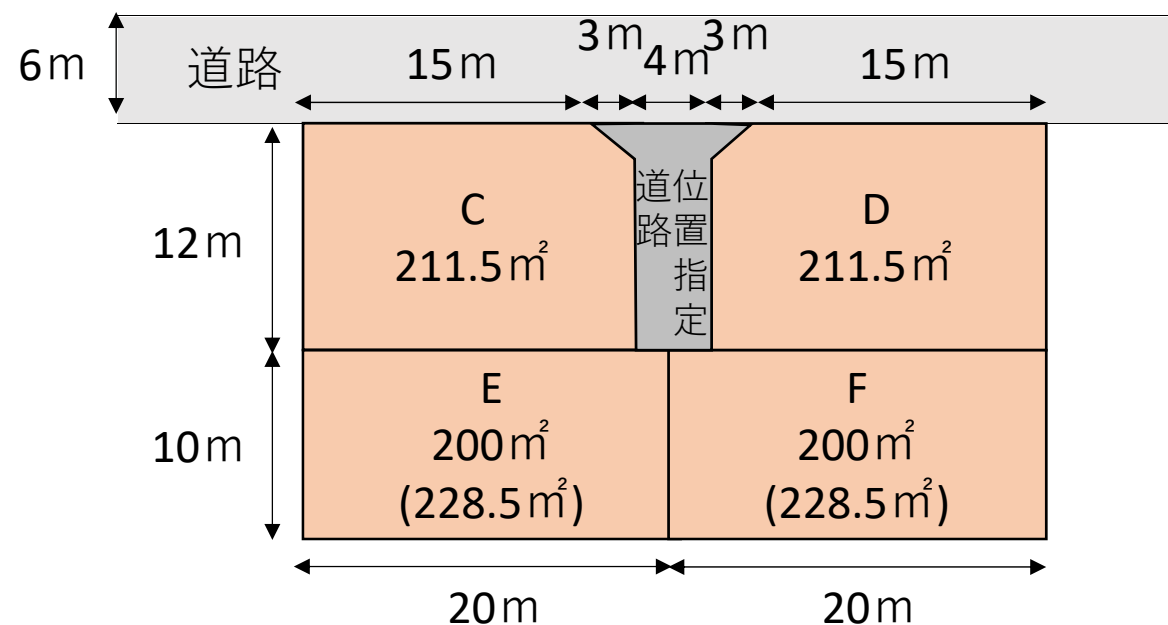
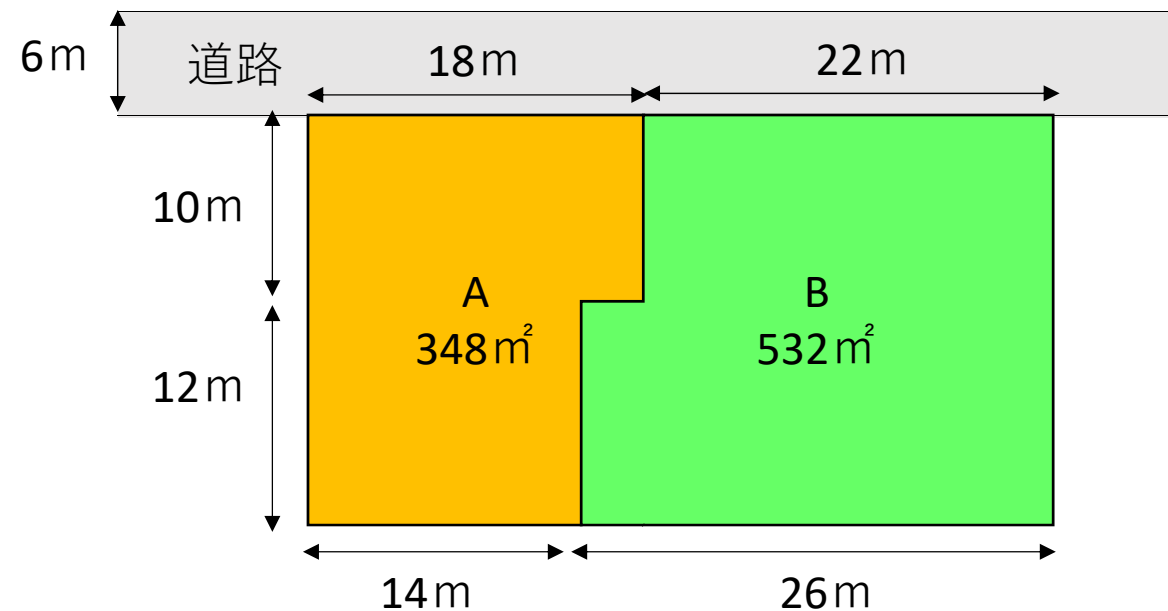
宅地Aに宅地Bのうち50m<sup>2</sup>を合筆、宅地Bの残り100m<sup>2</sup>に宅地Cのうち100m<sup>2</sup>を合筆、宅地Cの残り50m<sup>2</sup>と宅地Dを合筆する。

面積が200m<sup>2</sup>以上となる宅地A'、B'及びC'となり、良好な宅地が完成する。

## 【補助金の額】 ※まちなか居住区域の場合

- ・敷地整序 25万円×3敷地=75万円
- ・接道 5万円×3敷地=15万円
- ・合計 90万円

※空家等を除去した場合は、最大で空家等があった敷地数×50万円を補助額に追加する。



### 【事例3】

比較的広大な宅地A及び低未利用土地となっている雑種地Bがある。

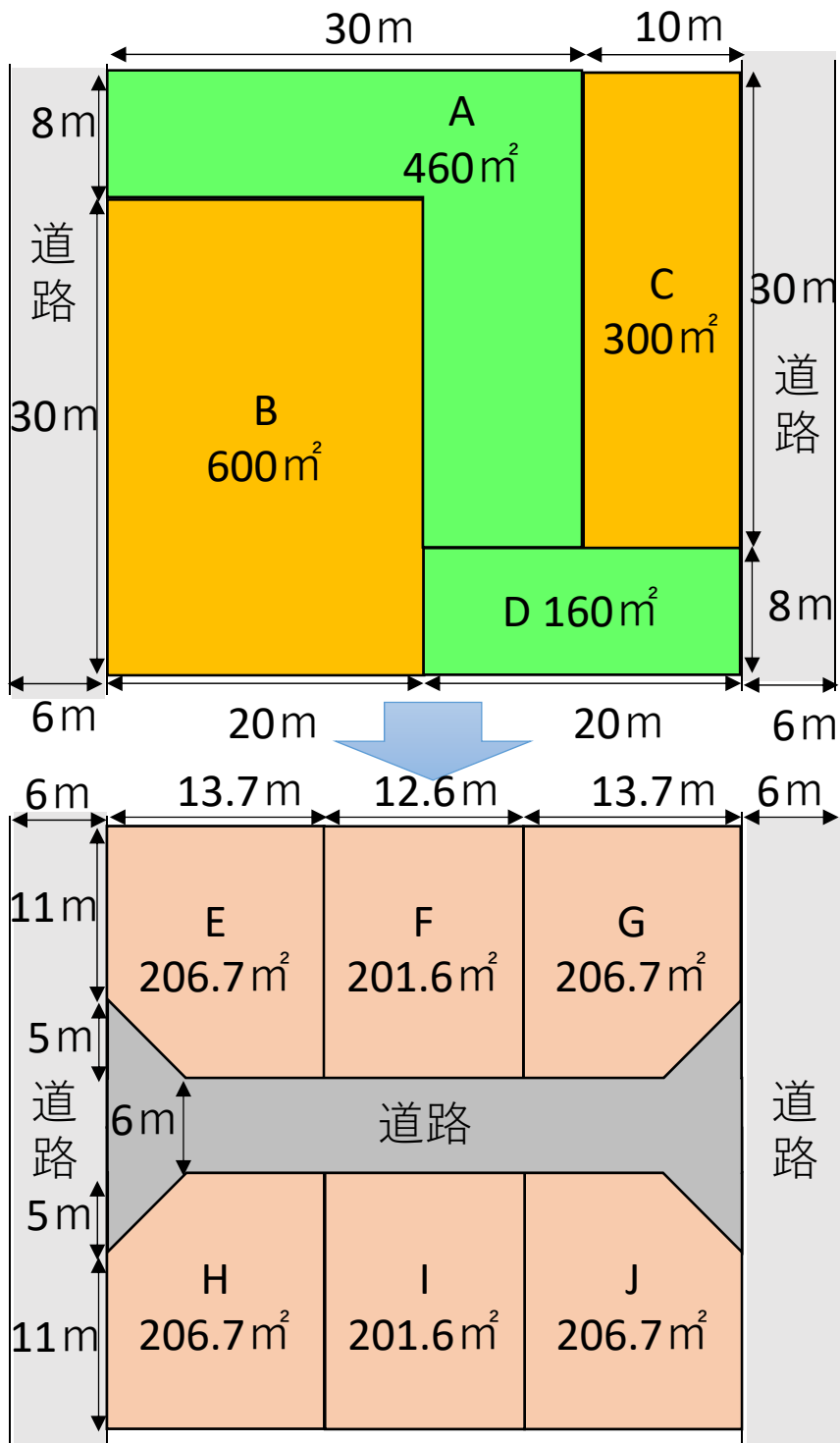
宅地A及び雑種地Bについて分合筆等を行い、幅員4mの位置指定道路を整備するとともに土地の整序を行う。

面積が200㎡以上となる宅地C、D、E、Fとなり、良好な宅地が完成する。

### 【補助金の額】 ※まちなか居住区域の場合

- ・敷地整序 25万円×4敷地＝100万円
- ・接道 5万円×2敷地＝10万円
- ・合計 110万円

※空家等を除去した場合は、最大で空家等があった敷地数×50万円を補助額に追加する。



#### 【事例4】

低未利用土地となっている雑種地A、Dと宅地B、Cがある。

雑種地A、D及び宅地B、Cについて分合筆等を行い、幅員6mの道路を整備するとともに土地の整序を行う。

面積が200m<sup>2</sup>以上となる宅地E、F、G、H、I、Jとなり、良好な宅地が完成する。

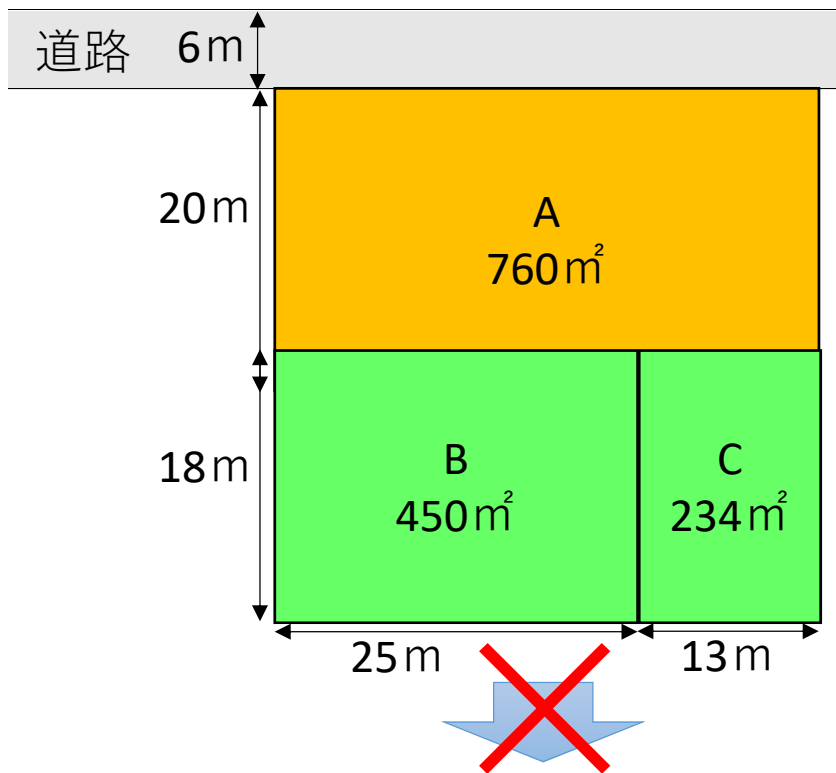
#### 【補助金の額】 ※まちなか居住区域の場合

- ・敷地整序 25万円×6敷地×40.8%＝61.2万円
- ・接道 5万円×6敷地 ＝30 万円
- ・合計 91.2万円

※1,000m<sup>2</sup>を超えるため敷地整序に係る補助額には事業に係る土地総面積に占める低未利用土地の面積割合(小数第2位を四捨五入)を乗ずる。

$A+B+C+D=1,520\text{m}^2$   $A+D=620\text{m}^2$ となるため、  
 $620\text{m}^2/1,520\text{m}^2*100=40.7894\cdots\rightarrow 40.8\%$ となる

※空家等を除去した場合は、最大で空家等のあった敷地数×50万円を補助額に追加する。



### 【事例5-1】

奥行きのある土地の整序は、道路配置に留意する必要がある。事例5-1の場合は本事業の要件を満たさない。

### 【理由】

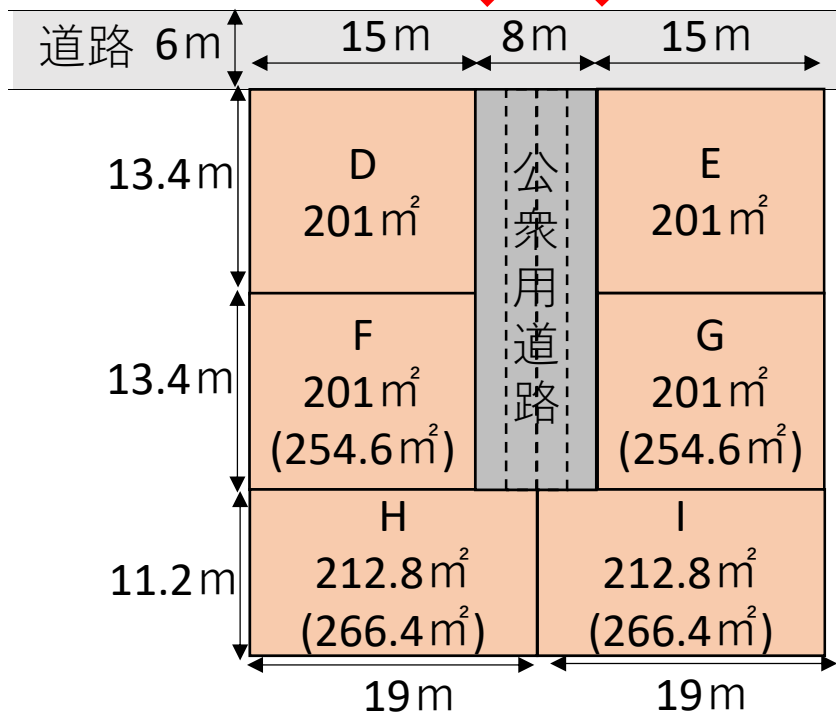
宅地F、G、H、Iが旗ざお地となっており、補助対象とならないため。

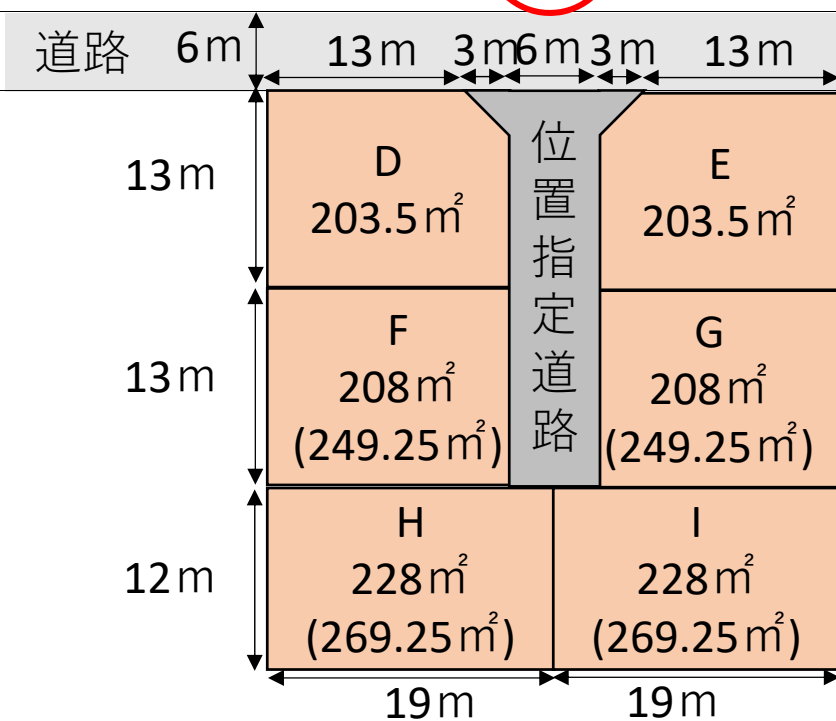
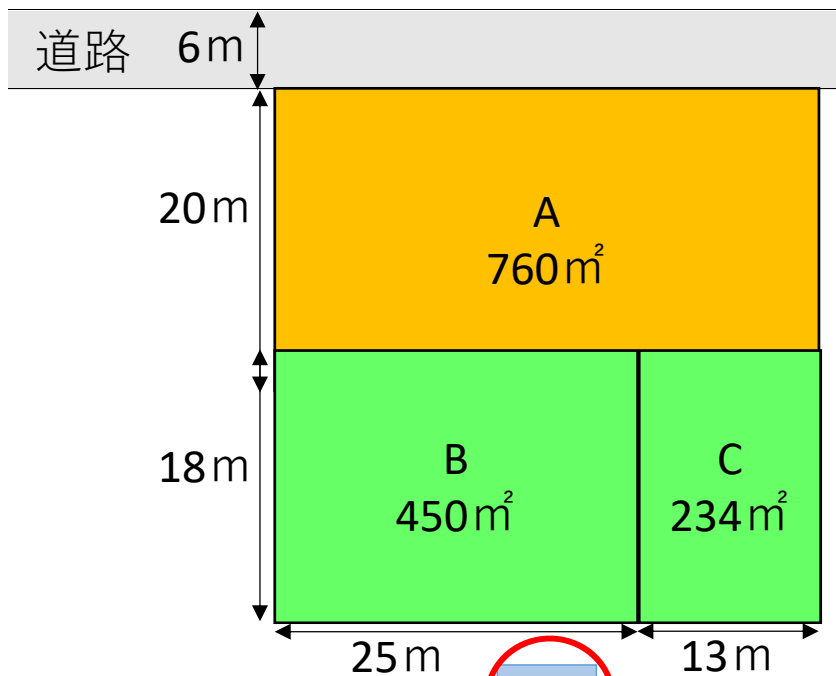
※当該の宅地は敷地全体が道路から見通すことができない。

### 【参考】

旗ざお地の定義

幅2メートル以上の路地状部分によってのみ接道し、かつ、敷地全体が道路から見通すことのできない敷地をいう。(長岡市低未利用土地流通促進事業補助金交付要綱第2条より)





### 【事例5-2】

事例5-2のように位置指定道路を敷設した場合は本事業の要件を満たす。

宅地Aと低未利用土地となっている雑種地B、Cがある。

宅地A、雑種地B及びCについて分合筆等を行い、幅員6mの位置指定道路を整備するとともに土地の整序を行う。

面積が200㎡以上となる宅地D、E、F、G、H、Iとなり、良好な宅地が完成する。

### 【補助金の額】 ※まちなか居住区域の場合

- ・敷地整序  $25\text{万円} \times 6\text{敷地} \times 47.4\% = 71.1\text{万円}$
- ・接道  $5\text{万円} \times 6\text{敷地} = 30\text{万円}$
- ・合計  $101.1\text{万円}$

※1,000㎡を超えるため敷地整序に係る補助額には事業に係る土地総面積に占める低未利用土地の面積割合(小数第2位を四捨五入)を乗ずる。

$A+B+C=1,444\text{㎡}$   $B+C=684\text{㎡}$ となるため、  
 $684\text{㎡}/1,444\text{㎡} \times 100 = 47.3684\cdots \rightarrow 47.4\%$ となる

※空家等を除去した場合は、最大で空家等のあった敷地数×50万円を補助額に追加する。